議案第８０号関係資料２－５

令和７年３月６日
民生環境常任委員会
福祉部子育て支援課

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成三十一年条例第一号）新旧対照表【第五条関係】

改正後	改正前
（食事の提供の特例） 第二十一条　次に掲げる要件を満たす認定こども園は、前条第二項の規定にかかわらず、当該認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 一　〔略〕 二　当該認定こども園又は他の施設、市（保健所を含む。）等に属する栄養士**又は管理栄養士**により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士**又は管理栄養士**による必要な配慮が行われること。 三～五　〔略〕	（食事の提供の特例） 第二十一条　次に掲げる要件を満たす認定こども園は、前条第二項の規定にかかわらず、当該認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 一　〔略〕 二　当該認定こども園又は他の施設、市（保健所を含む。）等に属する栄養士＿＿＿＿＿＿により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士＿＿＿＿＿＿による必要な配慮が行われること。 三～五　〔略〕